

# 重要事項説明書

## (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、契約者(利用者又は、その家族)に、当事業所の概要、サービス内容及び、契約上ご留意いただきたい事を説明します。

### 1 事業主体 (法人の情報)

事業主体 (法人名)	医療法人天心堂
法人の種類	医療法人
代表者 (役職名及び氏名)	理事長 志田 知之
法人所在地	〒849-1304 佐賀県鹿島市大字中村 2134 番地 4
電話番号及び F A X 番号	電話 0954-63-1236 F A X 0954-63-1237
E-MAIL	shidahp@shidahp.jp

### 2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能ホームくすの木
サービスの種類	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
事業所の管理者	首藤 貴信
開設年月日	2007 年 10 月 1 日
介護保険事業者指定番号	4190700023
事業所の所在地	〒849-1304 佐賀県鹿島市大字中村 2126 番地 1
電話番号及び F A X 番号	電話 0954-62-1246 F A X 0954-62-1247
E-MAIL	shidahp@shidahp.jp

### 3 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日	年中無休
営業時間	24 時間
サービス提供時間	通所介護 8 : 30 ~ 17 : 30 宿泊 17 : 30 ~ 8 : 30 訪問 24 時間対応
通常の事業実施地域	鹿島市 ※地域外の方につきましても、ご相談下さい。
登録定員	25 名 (通所定員 15 名/日 宿泊定員 9 名/日)

### 4 事業の目的及び運営方針

事業の目的及び運営方針	<p>① (介護予防) 小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態 (介護予防にあつては要支援状態) の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを提供します。</p> <p>② 事業者は、自らその提供する (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。</p> <p>③ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>④ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者 (以下「保険者」という)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>
-------------	---

## 5 施設の概要

### (1) 敷地・建物

敷 地		1443.77 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	木造1階
	延べ面積	263.58 m <sup>2</sup>

### (2) 主な設備

設 備 の 種 類	数
事 務 室	1 室
宿 直 室	1 室
食 堂	1 室
厨 房	1 室
宿泊室(個室)	9 室
浴 室	1 室

## 6 従事者の職種、員数及び職務内容等

### ① 従事者の職種、員数及び職務内容

職 種	人 員	職 務 内 容
管理者	1名(兼務)	事業を代表して、業務を統括します。
介護支援専門員	1名以上 (兼務)	利用者の生活向上を図るため適切なケアプランの作成、相談、援助等を行う。
看護職員	1名以上 (兼務)	健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握し、関係医療機関との連携を行う。
介護職員	6名以上 (専従)	利用者の生活向上を図るため適切な介助等を行う。また、日常生活やレクリエーション等を通じて機能訓練指導を行う。利用者の生活向上を図るため適切な介助等を利用者宅で行う。

### ② 主な職種の勤務の体制

職 種	勤 務 体 制	職 種	勤 務 体 制
管理者	8:30~17:30	看護・介護職員	日勤 8:30~17:30
介護支援専門員	8:30~17:30		遅出 10:00~19:00
			夜勤 17:00~10:00

## 7 サービス内容

### ① 通常サービス

食事	食事の提供および食事の介助を行います。
排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	身体状況に応じた入浴方法で職員が入浴介助を行います。入浴前に入浴が可能かどうか必ず健康チェックを行います。
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
レクリエーション	利用者の趣味や特技を生かし、機能回復訓練的な要素を取り入れた個別のレクリエーションを企画します。 利用者の生活面での指導・援助を行います。
健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。

相談及び援助	利用者及び家族からの相談についても誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送迎	身体状況により、車椅子対応の乗用車等の送迎車にて、ご自宅から施設までの送迎を行います。
訪問サービス	利用者の自宅にお伺いし、食事、排泄等の日常生活上の世話をいたします。
宿泊サービス	事業所に宿泊して頂き、食事、排泄等の日常生活上の世話をいたします。

## 8 サービス利用料金

### ① 保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護状態区分別（要支援状態区分別）、提供時間別等に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額（介護保険負担割合証に記載された負担割合分）になります。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
----------	---

要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金 (月額)	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

※上記の料金は 1 割負担の方になります。

初期加算	30 円/日（すべての要介護度について共通） 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に登録後 30 日以内の期間、また、30 日を越える病院または診療所への入院後に再度ご利用を再開（再契約）された場合、再開後 30 日以内の期間、1 日のご利用につき 30 円ずつご負担をお願いします。
サービス提供体制強化加算 I	750 円/月（すべての要介護度について共通）
認知症加算 II	890 円/月 要介護 1～5 に該当しかつ認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者様
認知症加算 IV	460 円/月 要介護 2 に該当しかつ認知症日常生活自立度Ⅱの利用者様
総合マネジメント体制強化加算 I	1,200 円/月
訪問体制強化加算	1,000 円/月
看護職員配置加算 II	700 円/月
生活機能向上連携加算 I	100 円/月
科学的介護推進体制加算	40 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算	20 円/回 ※6 ヶ月毎
生産性向上推進体制加算	10 円/月
若年性認知症利用者受入加算	450 円/月（要支援）・800 円/月（要介護）
介護職員等処遇改善加算 III	利用料（月額）× 13.4%

基本料金は、月ごとの包括料金となっておりますので、体調不良、心身の状態変化等により、介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの増減はいたしません。月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りでの請求となります。

② その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食費	朝食 410 円 昼食 520 円 夕食 510 円
宿泊費	1 泊 2,500 円
おむつ代	おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。
レクリエーション等費用	材料費等の諸経費の実費
理容代	実費（希望者のみ）

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日以降に利用者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月の末日までに、志田病院受付にてお支払いください。お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

④ 利用の中止、変更

利用の中止、変更	都合により利用を中止、変更される場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
----------	--

9 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
介護保険負担割合証の提示	毎月、介護保険負担割合証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	ハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント）騒音、商品販売等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
飲酒、喫煙	飲酒はご遠慮ください。 法人敷地内は禁煙です。ご協力ください。
所持品の持ち込み	貴重品や大金の持ち込みはご遠慮ください。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	消防計画、災害マニュアル、業務継続計画に沿って対応を行います。また非常時には、法人他事業所からの、消火・避難誘導の応援体制を整えています。
平常時の訓練等	「消防(防災)計画」、「業務継続計画」に沿って、昼・夜間の火災及び自然災害を想定した研修・訓練を計画し定期的実施します。 ※火災対応訓練:2 回/年以上 ※自然災害対応研修:1 回/年以上・訓練:1 回/年以上
防犯防火設備	誘導灯 消火器 自動火災報知器 自動火災通報装置 スプリンクラー

## 11 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<p>事故が発生した場合は、市町村、利用者家族に対し、連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行います。</p> <p>加入保険：東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>	
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>サービス提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、緊急連絡先（家族等）に速やかに連絡させていただきます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。</p>	
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地 電話番号	
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	

## 12 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持	<p>事業者及び事業者の従事者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従事者に対する秘密の保持	<p>就業規則にて従事者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p> <p>また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。</p>
個人情報の保護	<p>個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、業務上知り得た利用者または家族の個人情報を厳重に管理いたします。</p> <p>（介護予防）小規模多機能型居宅介護の申し込み、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者、家族への心身の状況説明、記録、台帳の作成等、サービス提供のため必要に応じて利用させていただきます。</p> <p>また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供以外にも以下のような場合に、必要な状況に限り、第三者に提供させていただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等とのカンファレンス等による連携、照会への回答</li> <li>・特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答</li> <li>・審査、支払い機関へのレセプトの提出</li> <li>・保険者への相談、届け出及び照会への回答</li> <li>・学会、研究会等での事例研究発表</li> <li>・学生等の実習、研修への協力のため</li> </ul>

## 13 具体的取り扱い方針

サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なく（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の拒否はしません。</li> <li>・ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の事業者を紹介</li> </ul>
--------	--

	します。
受給資格証の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供を開始する際に、被保険者資格・要介護認定等の有無及び有効期間等の受給資格証の確認をさせていただきます。</li> <li>・被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、それを配慮してサービスを提供します。</li> <li>・要介護認定を受けておられない利用者については、本人の意向を踏まえて介護認定申請に必要な援助を行います。</li> </ul>
居宅介護支援事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスが円滑に提供できるよう、居宅介護支援事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</li> </ul>

#### 14 苦情処理の体制

事業所苦情相談窓口	担当者 管理者 首藤 貴信 電 話 0954-62-1246 F A X 0954-62-1247 受付時間 9:30~17:30 また、意見箱を事業所入口に設置しています。
事業所外苦情相談窓口	杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 住 所 鹿島市大字中村 917-2 電 話 0954-69-8222
	佐賀県福祉サービス 運営適正化委員会 住 所 佐賀市鬼丸町 7-18 電 話 0952-23-2151
	佐賀県国民健康保険 団体連合会 住 所 佐賀市呉服元町 7 番 28 号 電 話 0952-26-1477
	鹿島市地域包括支援センター 住 所 鹿島市大字納富分 2643 番地 1 電 話 0954-63-2160

#### 15 衛生管理

衛生管理	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。 また、空調設備により適温の確保に努めています。 従事者の健康管理を徹底し、従事者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従事者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
------	---

#### 16 感染症予防対策

感染症予防対策	感染症の予防・まん延防止のために感染対策委員会を設置し次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ① 感染症の予防・蔓延防止のための指針の整備 ② 職員を対象とした定期的な研修の実施(新規採用時・年 1 回以上) ③ クラスタを想定した定期的な訓練の実施(年 1 回以上) ④ 発生時における外部内部関係機関への連絡・連携体制の整備
感染症発生時の対応方法	感染症マニュアル、業務継続計画に沿って対応を行います。

高齢者虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>① 虐待防止のための指針の整備          ② 虐待防止のための職員研修の実施(新規採用時・年 1 回以上)          ③ 虐待等について職員が相談・報告できる体制の整備          ④ 虐待の発生を把握した場合の通報体制の整備          ⑤ 虐待が発生した場合の原因分析と再発防止策の策定及びその評価</p>
------------------	--

17 高齢者虐待防止

18 身体拘束廃止について

身体拘束廃止のための取り組み	<p>事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、「緊急やむを得ない場合の例外三原則」をすべて満たしている場合に限り、身体拘束廃止分科会で協議し利用者（家族）に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。</p> <p>また「身体拘束廃止に関する指針」に則り、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。</p> <p><b>緊急やむを得ない場合の例外三原則</b></p> <p>①切迫性……利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。          ②非代替性……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。          ③一時性……身体拘束その他の行動制限が一時なものであること。</p>
----------------	---

地域交流及び、地域密着型介護サービス運営推進会議の開催	<p>①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。</p> <p>②地域密着型介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型特定入居者生活介護サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回運営推進会議を開催します。</p> <p>③運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。</p>
-----------------------------	---

19 地域との連携について

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	□有	■無	
実施した直近の年月日	20	年	月 日
実施した評価機関の名称			
評価結果の開示状況	□有	■無	

この重要事項説明書の説明年月日	20 年 月 日
-----------------	----------

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護のサービス提供開始にあたり上記重要事項について利用者に説明を行いました。

事業者所在地	佐賀県鹿島市大字中村 2126 番地 1
事業者法人名	医療法人天心堂
法人代表者名	理事長 志田 知之
事業所名称	小規模多機能ホームくすの木
説明者 氏名	印

私は、本説明書にもとづいて、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け理解した上で、サービスの提供開始に同意致します。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	印
利用者の家族 住 所	
利用者の家族 氏 名	(続柄 ) 印
代筆理由	

2007年10月 1日 作成  
2025年 2月 1日 最終改定 (加算変更)